



## 第6章 推進体制及び進行管理

---

## 1 推進体制

基本計画に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくためには、事業者、市民、市の各主体が、それぞれ積極的に地球温暖化対策に取り組むとともに、各主体が協働して取組を推進していく必要がある。さらに、地球温暖化対策は、地球全体で対応すべき課題であることから、国際的な連携体制を構築していくことも求められる。

このため、CC川崎エコ会議、協議会、地域センター、推進員を通じて、各主体が協働した取組を推進する。

また、庁内推進本部により、地球温暖化対策について、市自らが率先した取組を行うとともに、地球温暖化対策に係る庁内調整等を行う。

さらに、国連環境計画（UNEP）と連携した取組などにより、地球全体での対策に貢献する。

こうした体制を有機的に連携させることにより、総合的な推進を図る。

### (1) 川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）

CC川崎エコ会議は、事業者・市民等が一体となって地球温暖化対策に取り組むための組織として、2008年7月に結成された。

具体的には、インターネット等を活用して市内の地球温暖化対策の取組等を広く国内外に発信すること、全体会（講演会・シンポジウム等）の開催やエコツアー等を通じて会員間の情報共有を図り、ネットワークづくりを進めることにより、CCかわさきの柱である、①川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進、②環境技術による国際貢献の推進、③多様な主体の協働によるCO<sub>2</sub>削減といった取組を推進する。

また、CC川崎エコ会議は、協議会や地域センターとも連携しながら、地球温暖化対策の推進に努める。

### (2) 地域住民等との連携体制

#### ア かわさき地球温暖化対策推進協議会

協議会は、地球温暖化対策推進法第26条に規定された地球温暖化対策地域推進協議会に位置付けられており、事業者、市民、市の各主体が自らの責任と役割に応じ、共通の理解と認識のもとに、温室効果ガスの排出抑制等に関し必要な措置を協議するものである。

協議会は、4つの部会（市民、事業者、学校、行政）により構成され、地域推進計画の推進組織として、各部会が連携し、出前講座、省エネや再生可能エネルギーの普及啓発活動、マイバッグやエコドライブ普及促進等の地球温暖化対策の実践活動を行っている。

また、協議会の構成員は地域センターの運営委員会に参画し、その活動状況等を把握し、運営の透明性、公共性をチェックする。

### イ 地域地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策推進法第24条の規定により、市長が指定する地域センターは、市内の地球温暖化防止活動に係る実践活動支援、普及啓発、相談助言、情報提供等を行うとともに、事業者、市民、市、推進員等のほか、全国地球温暖化防止活動推進センターや神奈川県地球温暖化防止活動推進センターとも連携しながら、地域における地球温暖化対策の取組を支援・促進する。

また、市は、地域センターと連携し、地球温暖化防止に向けた普及啓発等の取組を推進するとともに、地球温暖化対策推進条例第32条に基づき、事業者、市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて地域センターを支援する。

具体的には、地域センターには、専任スタッフによる地球温暖化対策等に関する相談対応や情報収集・発信、推進員への研修、地球温暖化対策に係る普及啓発キャンペーンを実施するほか、地域における実践活動を支援する。さらに、中小事業者向けの省エネセミナーの開催のほか、地球温暖化対策の自主事業にも取り組んでいくことが期待される。

### ウ 地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法第23条の規定により市長が委嘱する推進員は、事業者、市民、市、協議会と連携・協働しながら、地球温暖化対策の実践活動や普及啓発を推進するものであり、地球温暖化対策推進条例第31条に基づき、市は、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援する。

また、推進員には地球温暖化防止活動の地域リーダーとして、活動に対する熱意に加え、高い見識やリーダーシップが求められることから、地域センターが行う研修を通じて能力向上を図り、地域における実践活動の組織化や活動支援をリードしていくことが期待される。

## (3) 川崎市温暖化対策庁内推進本部

市内の地球温暖化対策を積極的に牽引し、具体的な対策を実施するため、市長を本部長とする庁内推進本部を2008年2月に設置した。庁内推進本部は、市域における地球温暖化の現況把握及び対策方針、地球温暖化対策の推進に関する関係部局の調整などを所掌するほか、推進本部の所掌の円滑な運営を図るため、次の4つの部会を置き活動を推進している。また、本市における地球温暖化対策をより強化し、総合的に推進する組織として環境局地球環境推進室を設置している。

なお、基本計画の基本施策として位置づけられた低炭素都市づくりやヒートアイランド対策を進めるための部会の設置についても検討していく。

### ア 好循環推進部会（事業者分野：CO<sub>2</sub>削減川崎モデル）

優れた環境技術や製品などのライフサイクル全体で二酸化炭素削減効果を評価する手法を検討し、地球全体での二酸化炭素削減の貢献を見える化する枠組みである「CO<sub>2</sub>削減川崎モデル」を構築し、このモデルに基づいて製品や技術の貢献を評価する「低CO<sub>2</sub>川崎ブランド」の創設を行う。

## イ 環境技術貢献部会（事業者分野：国際貢献）

UNEP連携事業、環境技術情報の発信、川崎国際環境技術展開催等により、環境技術による国際貢献を推進する。

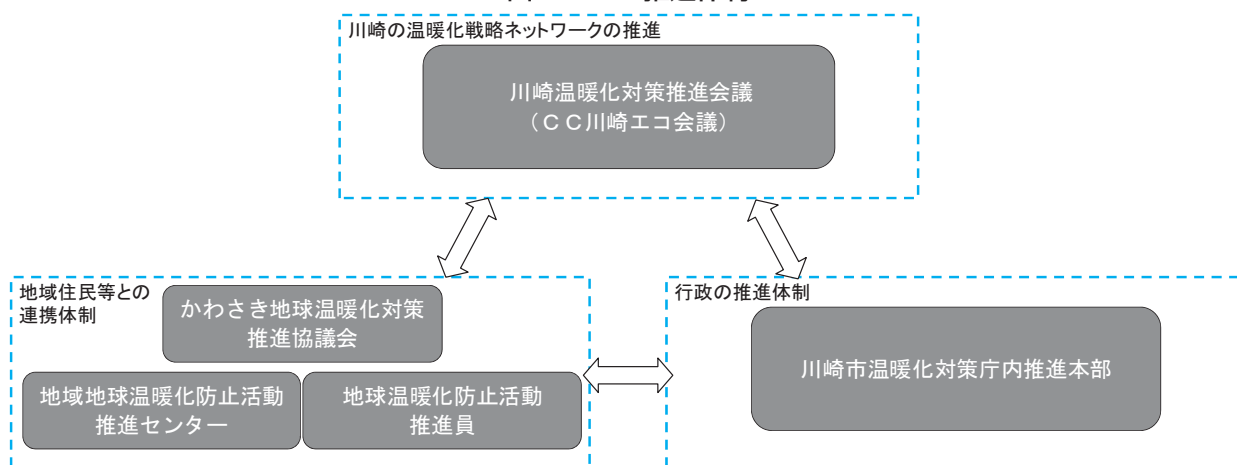
## ウ 地域行動推進部会（市民分野：区連携）

地域の特性を活かした対策が必要であることから、市民協働の拠点である区役所を中心として、区内の地球温暖化対策の取組を推進する。具体的には、各区のまちづくり推進組織など、さらには、町内会などの地域団体や非営利活動団体、商店街等と連携しながら、打ち水・マイバッグの利用促進などの取組を行うとともに、かわさき緑のカーテン大作戦やエコウェーブ（庁舎の一斉消灯）など連携して実施する。今後、取組を一層広めていくため、連携した広報や一斉キャンペーンなどの実施についても検討していく。

## エ 環境配慮推進部会（行政分野：エコオフィス推進）

環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律）に規定される環境配慮契約推進方針の策定など、市の率先配慮行動を推進する。

図 6-1-1 推進体制



## 2 進行管理

### (1) 考え方

地球温暖化対策を着実に推進していくためには、基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向について適切な進行管理を行うとともに、その達成状況等について事業者、市民、市という各主体の間で共有していく必要がある。さらに、実施計画に定める定量的・定性的な活動量などの目標についても適切に進行管理を行っていく必要がある。このため、基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、さらには実施計画の目標について、P D C Aサイクルを基本とした進行管理を行う。具体的には、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」や環境基本計画と連携を図りながら実施する。

### (2) 進行管理の手法

#### ア 実施計画の策定（PLAN）

基本計画に示された「地球温暖化対策の目標」を踏まえ、地球温暖化対策の推進のために実施する措置を定める実施計画を策定する。おおむね3年間の計画である実施計画については、施策課題及び措置（事務事業）、重点的に実施する措置として重点プロジェクトを位置づけ、それぞれについて定量的・定性的な活動量などの目標を定める。

#### イ 措置の実施（DO）

担当部署において、効率的、効果的な運営により実施計画に基づく措置（事務事業）を着実に実行する。

#### ウ 評価（CHECK）

基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、さらに、実施計画の目標を用いながら、地球温暖化対策の取組に係る評価を実施する。この内容については、地球温暖化対策推進条例第6条第8項に基づき、環境審議会に報告するとともにインターネットのホームページ等を用いながら広く公表し、事業者、市民、市という主体の間で共有する。また、全庁的に地球温暖化対策を推進するため、庁内推進本部も活用するほか、地球温暖化対策に係る全庁的なネットワークであるCC川崎エコ会議に報告していく。

実施計画に定める目標の達成状況等の把握については、川崎再生ACTIONシステムや環境基本計画年次報告書を活用しながら行う。

なお、基本計画に定める地球温暖化対策の目標のうち、市内の温室効果ガス排出量に係る部分については、科学的な環境施策を推進するという視点にたって、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度などで得られた情報を活用し、市内の排出量の実態を把握していく。

## エ 改善 (ACTION)

基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、実施計画に定める目標を用いた地球温暖化対策の取組に係る評価結果を踏まえながら、川崎市環境審議会や様々な主体からの意見を踏まえ、実施計画を改定する。

さらに、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢とともに、基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、実施計画の目標の達成状況等を踏まえながら、必要に応じて環境審議会に諮り、基本計画の見直しを行う。

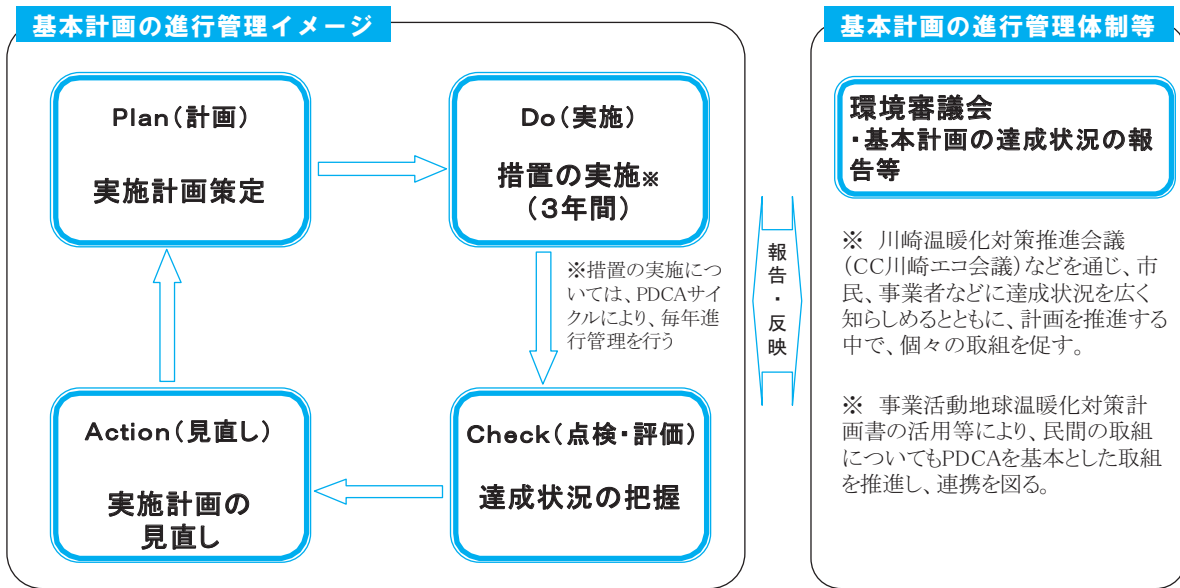
### (3) 進行管理体制

地球温暖化対策推進条例では、市民及び学識経験者等から構成される環境審議会に基本計画の達成状況等について報告を行うことを規定しており、当該達成状況等について、環境審議会に報告を行うとともに、その意見を反映させることで、進行管理を行う。

また、地球温暖化対策を重点分野に位置づけている環境基本計画においても、年次報告書を作成し、環境審議会に報告し提言を受けるとともに、事業者及び市民等に公表し意見を募集するとしており、こうした事業者及び市民等からの意見も反映させる。

さらに、CC川崎エコ会議などを通じて、事業者、市民などに対しても、地球温暖化対策の状況について広く知らしめ、連携した取組を推進する。

図 6-2-1 計画のPDCAサイクル



○川崎再生ACT I O Nシステムについて

新総合計画実行計画では、位置づけられた施策・事業を評価し、その結果をこれらの取組に反映していくために、施策・事業の評価と連携したPDCAサイクルの仕組みである「川崎再生ACT I O Nシステム (事務事業点検・施策評価)」により、効果的な施行執行と課題解決を図り、計画の進行管理を行っている。

○環境基本計画年次報告書について

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保するために、毎年、環境の現状と講じた施策を取りまとめた年次報告書を作成、公表し、市民・事業者の視点を考慮して、環境審議会において、点検・評価するという他都市には見られない進行管理を行っている。